令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮崎県東児湯消防組合

１．全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員		７５．０％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	会計年度任用職員	９６．０％
	会計年度任用職員以外	―　％
全職員		５７．１％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―　％
本庁課長相当職	―　％
本庁課長補佐相当職	―　％
本庁係長相当職	―　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	―　％
３１～３５年	―　％
２６～３０年	―　％
２１～２５年	―　％
１６～２０年	―　％
１１～１５年	―　％
６～１０年	―　％
１～５年	１００．８％

【説明欄】

・会計年度任用職員の報酬額は、経験年数及び勤務時間数に応じて決まるものであることから、それらの違いによって差異が生じるものである。
・全職員に対する男女の給与の差異について、任期の定めのない常勤職員の勤務時間を基準とし、それよりも短い場合には、その勤務時間を任期の定めのない常勤職員に換算して算出している。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。